

正 誤

埼玉県告示第六百二十号（平成二十八年五月二日第二千七百九十四号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

字城ノ房七五〇の一、七五〇の二、七五一の一（次の図に示す部分に限る。）

正

字城ノ房七五〇の一・七五〇の二・七五一の一（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十四

誤

(一) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

正

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。